

【奈良県感染症予防計画】改定の経緯

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」第9条において「厚生労働大臣は、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（基本指針）を定めなければならない。」、第10条で「都道府県は、基本指針に則して、感染症の予防のための施策の実施に関する計画（予防計画）を定めなければならない。」と規定されている。更に同法第11条では、厚生労働大臣は、感染症のうち特に総合的に予防のための施策を推進する必要があるものについて特定感染症予防指針を作成する、と定められている。

奈良県では、本法に基づき平成11年12月に「奈良県感染症予防計画」を策定し、感染症対策の基本としてきたが、法改正に伴い平成16年3月改定。この度、基本指針の改定に即して予防計画を見直すとともに、特定感染症予防指針に基づいた各感染症について本県で作成された対策についても本計画に統合し、本県における総合的な感染症対策推進の計画とすることを目的に全面改定を行った。

第1 感染症の予防の推進の基本的な考え方

- ①事前対応型行政の構築
- ②県民一人一人に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策
- ③人権の尊重
- ④健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応
- ⑤関係機関等の役割
- ⑥情報公開と個人情報の保護
- ⑦予防接種
- ⑧特定感染症予防指針との関係
- ⑨計画の見直し

第2 感染症の発生の予防のための施策に関する事項

- ①基本的な考え方
- ②感染症発生動向調査
- ③結核に係る定期健康診断
- ④感染症対策と食品衛生、環境衛生及び動物衛生対策の連携
- ⑤各関係機関及び関係団体との連携

第3 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

- ①基本的な考え方
- ②検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院（対人措置）
- ③感染症の診査に関する協議会
- ④消毒等の措置（対物措置）
- ⑤積極的疫学調査
- ⑥指定感染症への対応
- ⑦新感染症への対応
- ⑧関係部門・機関が実施する対策との連携
- ⑨関係機関及び団体との連携

名称	管轄市町村域
奈良市感染症診査協議会	奈良市
郡山保健所感染症診査協議会	大和郡山市、天理市、生駒市、山添村、生駒郡
中和・吉野・内吉野保健所感染症診査協議会	上記を除く全市町村

第4 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

- ①基本的な考え方
- ②国による医療の提供体制
- ③県による医療の提供体制
- ④その他、感染症に係る医療の提供体制
- ⑤各関係機関及び関係団体との連携

第1種感染症指定医療機関	
奈良県立医科大学付属病院	2床
第2種感染症指定医療機関	
奈良県立医科大学附属病院	7床
済生会中和病院	4床
市立奈良病院	1床
南奈良総合医療センター	4床
結核病床を有する医療機関	
奈良医療センター	35床
結核モデル病床を有する医療機関	
やまと精神医療センター	4床

第5 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上、調査研究に関する事項

- ①基本的な考え方
- ②県における方策

第6 人材の養成に関する事項

- ①基本的な考え方
- ②県等における人材養成
- ③医師会等における人材の養成
- ④各関係機関及び関係団体との連携
- ⑤発生時対応訓練の実施

第7 感染症に関する啓発・知識の普及並びに感染症患者等の人権の尊重に関する事項

- ①基本的な考え方
- ②県等の方策
- ③各関係機関及び関係団体との連携

第8 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延防止並びに医療の提供のための施策に関する事項

- ①緊急時における対応方策
- ②国との連絡体制
- ③他の地方公共団体との連絡体制
- ④緊急時における情報提供

第9 特定感染症予防指針に基づく対策

- ①結核対策
- ②後天性免疫不全症候群・性感染症対策
- ③麻しん対策
- ④風しん対策
- ⑤蚊媒介感染症対策
- ⑥インフルエンザ等対策

第10 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

- ①施設内感染の防止
- ②災害時の感染症対策
- ③動物由来感染症対策
- ④外国人に対する情報提供等